京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成２５年３月２９日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第109号

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第５条相談援助課の項第１０号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め，同項第１１号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

附　則

この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

（行財政局人事部人事課）